

令和8年4月12日執行

高根沢町議会議員選挙

候補者の留意事項

高根沢町選挙管理委員会

ま え が き

この留意事項は、令和8年4月12日に行われる高根沢町議会議員選挙における立候補の手続、選挙運動等について主要な事項を記載したものです。

細部については、関係法令を十分御研究のうえ、関係者すべてが法を守り、明るい選挙を行うよう努めていただくことを望みます。

令和8年3月2日

高根沢町選挙管理委員会

目 次

第一節	立候補について	1
第1	立候補の届出について	1
第2	届出の書類について	1
第3	候補者届出書等の記載について	2
第4	候補者届出書の添付書類について	3
第5	通称認定申請書について	5
第6	立候補の辞退について	5
第7	選挙運動用物資等について	6
第8	その他の届出書について	6
第9	候補者届出書等の事前審査について	7
第二節	選挙運動について	8
第1	選挙運動の期間について	8
第2	選挙事務所の制限について	8
第3	選挙運動用自動車及び拡声機の使用について	8
第4	文書図画の頒布について	9
第5	文書図画の掲示について	12
第6	新聞広告について	13
第7	個人演説会について	14
第8	街頭演説について	15
第9	連呼行為について	15
第10	飲食物の提供の禁止について	15
第11	選挙公報の発行について	16
第12	その他の規制について	16
第三節	選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附について	19
第1	選挙運動に関する収入及び支出について	19
第2	選挙運動費用制限額について	20

第3	選挙運動員等の実費弁償等について	20
第4	寄附の禁止について	22
別表	政治資金規正法による寄附の制限	26
第四節	連座制による当選無効及び立候補の禁止について	27
第1	総括主宰者等の選挙犯罪による連座制について	27
第2	組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制について	27
別記	現金を供託する場合の供託書の記載例（本人届出の場合）	28
別記	現金を供託する場合の供託書の記載例（推薦届出の場合）	29
	立候補届出書類等事前審査の事前予約について	30
	高根沢町議会議員選挙主要日程表	31

◇ 本文中、法令の略称は次のとおりである。

1	公職選挙法	法
2	公職選挙法施行令	令
3	公職選挙法施行規則	規則
4	政治資金規正法	規正法
5	栃木県選挙等執行規程	県規程
6	高根沢町選挙等執行規程	町規程
7	高根沢町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	設置条例
8	高根沢町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程	設置規程
9	高根沢町選挙公報発行条例	公報条例
10	高根沢町選挙公報発行規程	公報規程
11	高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	公費条例
12	高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程	公費条例

第一節 立候補について

第1 立候補の届出について

- 1 立候補届出の受付日時は、4月7日の午前8時30分から午後5時までである（法86の4①②・270①）。
- 2 立候補届出の受付は、次の要領により高根沢町役場第3庁舎第1・2会議室において行う。
 - (1) 午前8時から午前8時30分の間に立候補届出受付所に到着した者に対し、到着順に「到着番号票」を交付する。
 - (2) 午前8時30分に、受付所において立候補届出の受付順位をくじにより決定し、「受付番号票」を交付する。
 - (3) 立候補届出の受付は、(2)による受付順位が決定次第、その順位に従って直ちに行う。
 - (4) 午前8時30分を過ぎて到着した者の受付は、到着順により(3)の最終順位の者に引き続いて行う。

第2 届出の書類について

- 1 届出用紙は、本日交付したほか当町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）にも用意してある。
- 2 立候補の届出には、本人届出と推薦届出の二つの方法があり、その届出に必要な書類は次のとおりである（法86の4①②④、令89②⑤・88⑧）。

	本人届出の場合	推薦届出の場合	付 記
立候補の届出	1 候補者届出書(本人届出)	1 候補者届出書(推薦届出)	
	/	① 候補者推薦届出承諾書	推薦人全員の氏名が必要
	/	② 選挙人名簿登録証明書 (推薦者全員分)	審査当日、推薦人が名簿登録者であることを確認し、当委員会交付 ○推薦届出者の本人確認書類に該当
	③ 一のウェブサイト等の アドレスが確認できる文書	③ 一のウェブサイト等の アドレスが確認できる文書	候補者届出書に記載がある場合のみ 提示（写しをとる）
	2 供託証明書	2 供託証明書	
	3 宣誓書	3 宣誓書	
	4 所属党派証明書	4 所属党派証明書	政党、政治団体交付（無所属は不要）
	5 戸籍の謄本又は抄本	5 戸籍の謄本又は抄本	
6 通称認定申請書	6 通称認定申請書	該当者のみ	

その他の届出 (第1節第8)	7 選挙事務所設置届	7 選挙事務所設置届	該当者のみ
		① 選挙事務所設置承諾書	設置者が推薦人の場合
		② 推薦届出代表者証明書	設置者が推薦人の場合で 推薦人が複数いる場合のみ
	8 出納責任者選任届	8 出納責任者選任届	
		① 出納責任者選任承諾書	設置者が推薦人の場合
		② 推薦届出代表者証明書	設置者が推薦人の場合で 推薦人が複数いる場合のみ ※7②による提出が無い場合
	9 選挙運動事務員等届出書	9 選挙運動事務員等届出書	該当者のみ
	10 選挙立会人となるべき者の届出書	10 選挙立会人となるべき者の届出書	該当者のみ ※提出期限4/9 P M5時
	① (選挙立会人となるべき者の) 承諾書	① (選挙立会人となるべき者の) 承諾書	
	11 受領書	11 受領書	
12 委任状	12 委任状	1、7、8、13の届出に候補者・推薦者(選任者)本人の署名その他の措置があれば不要	
①代理人の本人確認書類	①代理人の本人確認書類		
13 選挙運動用ビラ届出書	13 選挙運動用ビラ届出書	見本1枚提出	
14 個人演説会開催申出書	14 個人演説会開催申出書		

第3 候補者届出書等の記載について

- 届出書等の書類は、楷書で正確に記載する。
- 候補者届出書等に記載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名(以下「本名」という。)である(令89③)。
 - 本名に用いられている漢字のうち「常用漢字表」に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては括弧の外のものをいう。)又は「人名用漢字別表」に掲げる字体と異なる字体によって記載されているものは、これらの表の対応する字体に置き換えて届け出することは差し支えない。誤字、俗字の場合も同様である。

(例) 傳→伝 澤→沢 榮→栄 高→高

(例) 齋⇄斎(この場合、通称認定が必要となる。)
 - 候補者の本名には、ふりがなを「ひらがな」でつける。
- 本籍及び住所は必ず都道府県名から書き、番地まで正確に記載する。

(例) (誤) 石末2053-1 → (正) 大字石末2053番地1

(誤) 光陽台6-7-8 → (正) 光陽台六丁目7番地8
- 年齢は選挙期日(4月12日)現在の満年齢を書く。
- 職業は、主たる職業を記載するものとし、兼職を禁止されている職にある者についてはその職

名を、地方自治法第92条の2（町議会議員選挙）に規定する当町と請負関係にある者については、その旨を記載する（令89①I）。

6 一のウェブサイト等のアドレスを記載する場合は、選挙運動のために使用するウェブサイト等のアドレスを、以下のような誤りやすい文字に特に注意し、正確に記載する。

（例） O（オー） と 0（ゼロ） 1（小文字のエル） と 一（イチ）
 -（ハイフン） と _（アンダーバー） など

7 推薦届出の場合は、推薦届出者全員の氏名、住所及び生年月日を記載する（令89①II）。

8 記名押印等について

候補者届出書等については、記名押印の義務付けが廃止されたので、次の①～④（以下「記名押印等」という。）のいずれかの方法を選択の上作成する。

① 記名押印

② 署名

③ 届出書類等を記名のみで作成する場合

◇届出等の名義人（候補者等）本人の本人確認書類の提示又は提出

④ 届出書類等を記入のみで作成し、代理人が届ける場合

◇委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出（委任状には名義人（候補者等）本人の記名押印又は署名が必要）

9 文字の訂正をした場合には、欄外に「○字抹消○字加入」と記載し、届出の名義人本人の署名又は押印する。また、その代理人が訂正する場合は、届出の名義人の印鑑による押印又は代理人の署名もしくは押印する。（代理人の場合は、委任状の提示又は提出及び本人確認書類の提示又は提出が必要になる。）

10 届出の際は、念のため候補者届出書に使用した候補者又は推薦届出者の印鑑及び届出書を持参する代理人の印鑑を持参する。

第4 候補者届出書の添付書類について

1 供託証明書

(1) 立候補届出前に15万円、又はこれに相当する額面の国債証書を供託所（本県内で供託する場合は、宇都宮地方法務局又は真岡、大田原、栃木、足利若しくは日光の各支局）に供託しなければならない

（法92①IX 町議会議員選挙）。

なお、候補者の得票数が一定数を得られなかった場合には、供託物は没収される。

（法93①IV）

一定の得票数（供託物の没収点）は、次のとおり。

〔市町村の議会の議員の選挙〕	供託物の没収点 = $\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$
----------------	--

(2) 供託をすべき者の区分

- ① 本人届出の場合は、供託者は候補者本人である。
- ② 推薦届出の場合は、供託者は推薦届出者である。

推薦届出者が2人以上の場合は、その中の1人だけの名義で供託してもよい。

- (3) 供託書に記載する候補者の氏名は、本名でなければならない。また、推薦届出の場合は、供託書の「供託の原因たる事実」欄に候補者の本名が記載されていなければならない。

(令89②)

- (4) 現金によって供託する場合の供託書記載例は、「選挙供託の手続きについて」（法務局資料）（3 供託書及び委任状の記載例）のとおりである。

- (5) 候補者届出書等の事前審査（第9参照）の際には、供託証明書が必要となるので、それまでに供託を済ませられたい。

- (6) オンラインによる供託は、別添「電子納付をご利用下さい（法務局資料）」のとおりである。これを行った場合でも、立候補の届出には、法務局交付の供託書正本又はみなし供託書正本を供託証明書として提出する。

2 宣誓書

次の規定に該当しない旨を宣誓する文書であるから、これを確認の上署名する（法86の4④）。

- (1) 被選挙権を有しない者（法86の8①・11①・11の2）
- (2) 選挙犯罪による処刑者に対する被選挙権の停止（法86の8①・252）
- (3) 政治資金規正法違反による処刑者に対する被選挙権の停止（法86の8①、規正法28）
- (4) 重複立候補の禁止（法87①）
- (5) 総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の立候補の禁止（法251の2）
- (6) 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の立候補の禁止（法251の3）

3 所属党派証明書

この証明書は、政党その他の政治団体に所属する候補者として届出を行う場合にのみ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はない（法86の4④）。

4 候補者の戸籍の謄本又は抄本（令89② I）

5 一のウェブサイト等のアドレスが確認できる文書等（提示のみ）

ウェブサイト等のアドレスが表示されている画面を印刷したもの、ウェブサイト等のアドレス

が記載されているウェブサイト等の開設申込書等を提示されたい。なお、候補者届出書に一のウェブサイト等のアドレスを記載しない場合は提示する必要はない。

6 推薦届出の場合には、上記のほか次の書類を添付する（令89②Ⅱ）。

(1) 候補者推薦届出承諾書

- ① 承諾書には、必ず候補者の本名を記載する。（本人署名又は押印）
- ② 承諾書のあて名は推薦届出者になる。

(2) 選挙人名簿登録証明書

推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書であり、申請により当委員会委員長が発行する。

(3) その他

ア 推薦届出者本人が届け出る場合

本人確認書類の提示又は提出すること。

イ 代理人が届け出る場合

委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

※ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第5 通称認定申請書について

1 候補者は、立候補届出等の告示、新聞広告、選挙公報、期日前投票所並びに不在者投票記載場所及び投票所の氏名等の掲示について、本名に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、当該通称について選挙長の認定を受けなければならない。本名に用いられている漢字をかな書きで届け出るときも同様である（令89⑤・88⑧）。

2 前項の認定を受けるには、候補者届出書に「通称認定申請書（規則別記第19号様式の5）」を添えるとともに、選挙長に当該通称が本名に代わるものとして広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提示しなければならない（令89⑤・88⑧）。

○（普段使用している）名刺、書簡（ハガキ等）、著書…等

ただし、本名に用いられている漢字をかな書きで届け出る場合は、この説明及び資料の提示を必要としない。

3 選挙長が通称の認定をしたときは、認定書を交付する（令89⑤・88⑩）。

第6 立候補の辞退について

1 立候補の辞退は、候補者が選挙長に文書で届け出なければならない（法86の4⑩、令89⑦）。

2 立候補辞退届の提出は、立候補届出日（4月7日）の午前8時30分から午後5時までに限られる（法86の4⑩・270①）。

第7 選挙運動用物資等について

- 1 立候補の届出が受理されたときは、当委員会及び選挙長が交付する選挙運動に関する書類及び物資を受領し、内容を点検のうえ受領書を提出する。主なものは、次のとおりである。

名	称	数	量
1	選挙運動用自動車の表示	1	
2	選挙運動用自動車乗車証（腕章）	4	
3	選挙運動用拡声機の表示	1	
4	街頭演説用標旗	1	
5	街頭演説選挙運動員腕章	11	
6	ポスター掲示場区画番号指定票	1	
7	候補者用通常葉書使用証明書	1	
8	選挙運動用通常葉書差出票	8	
9	新聞広告掲載証明書	2	
10	ビラ証紙交付票	1	
11	選挙運動に関する支出金額の制限額の告示の写し	1	

- 2 候補者でなくなったときは、受領した物資を直ちに返還する（法177①I、町規程8、10②、11②）。

第8 その他の届出書について

- 1 選挙事務所設置届及び異動届

選挙事務所を設置したとき又はこれに異動があったときは、直ちにその旨を文書で当委員会に届け出る（法130②、令108）。

- 2 出納責任者選任届及び異動届

出納責任者を選任したとき又はこれに異動があったときは、直ちにその旨を文書で当委員会に届け出る（法180③④・182・183の2）。

- 3 報酬を支給する者（選挙運動事務員等）の届出

選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者を雇い上げたときは、その者を使用する前にその旨を文書で当委員会に届け出る（法197の2②⑤、令129⑧⑨）。
なお、この届出前の使用に対しては、報酬を支払うことができないので注意されたい。

4 選挙立会人の届出

選挙立会人となるべき者の届出は、本人の承諾書を添えて選挙の期日前3日（4月9日）午後5時までに選挙長（当委員会内）あてに行う（法76・62①、令82・69）。

5 選挙公営に関する届出

今回の選挙は、「選挙運動用の自動車の使用」「選挙運動用のビラの作成」「選挙運動用のポスターの作成」に係る費用が限度額を設け公費負担の対象となるため、関係書類の届出が必要となる。詳細については、別添「選挙公営の手引き」を参照されたい。（法141⑧・142⑪・143⑮）

第9 候補者届出書等の事前審査について

1 立候補届出の受付事務を円滑に行うため、次の日程により候補者届出書等の事前審査を行うので、これを受けられたい。

事前審査は、事前予約制とする。詳細は、P30『立候補届出書類等事前審査の事前予約受付について』を参照のこと。

月 日	時 間	場 所
3月26日（木） 3月27日（金）	9：00～16：00 9：00～15：00	役場第3庁舎2階第1・2会議室

2 事前審査を行う書類は、第2の2に掲げる表に記載のとおりである。

なお、この他下記（1）（2）の書類についても提出があれば併せて審査を行う。

(1) 第8で述べたその他の届出書

(2) 選挙運動用ポスター

第二節 選挙運動について

第1 選挙運動の期間について

選挙運動の期間は、候補者の届出があった日から選挙の期日の前日までである（法129）。

第2 選挙事務所の制限について

- 1 選挙事務所は、候補者1人につき1箇所である（法131①V）。
- 2 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない（法131②）。
- 3 選挙事務所は、選挙の当日においても、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以外の区域に限り設置することができる（法132）。
したがって、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m内にある選挙事務所は、選挙の前日までに、その区域外に移転するか、又は閉鎖しなければならない。この場合、選挙事務所異動届が必要である（第一節の第8の1参照）。
- 4 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることができない（法133）。

第3 選挙運動用自動車及び拡声機の使用について

- 1 使用できる選挙運動用自動車は1台、拡声機は一そろいである。
ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場ごとに別に一そろいを使用することができる（法141①）。
なお、選挙運動用自動車に代えて選挙運動用船舶1隻を使用することができるが、この冊子では以下の説明を省いてある。
- 2 選挙運動用自動車の規格制限の簡素化（法141①、⑥）。
 - (1) 公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とする。
- 3 選挙運動用自動車に関するその他の制限
 - (1) 2の自動車（二輪自動車及び(4)の自動車を除く。）を側面又は後面にある窓を除いた部分を走行中開いて使用することは、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなされるので、このような使用方法は禁止される。
たとえば、ライトバンの後面の物品積載口を開いたまま、あるいは四輪駆動式の自動車であってもサンルーフ付きの自動車のサンルーフを開いたまま使用することはできない（令109の3②）。
 - (2) 自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは一切使用できない（法141①I）。
- 4 選挙運動用自動車及び拡声機の表示（法141⑤）
 - (1) 選挙運動用自動車及び拡声機には、当委員会会で交付した表示を付けなければならない。
なお、個人演説会（演説を含む。）の開催中その会場において使用できる拡声機には、表

示を必要としない。

(2) 表示は、自動車にあってはその前面、拡声機にあっては送話口の下部など外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない（町規程4）。

5 選挙運動用自動車の乗車人員（法141の2）

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手（1人に限る。）を除き、4人を超えてはならない。

なお、乗車定員が5人の自動車に乗車できるのは、候補者等を含め5人までである。

また、候補者及び運転手以外の乗車員は、当委員会で交付した腕章（選挙運動用自動車乗車証）を着けなければならない（町規程5）。

6 車上の選挙運動の禁止（法141の3・140の2①）

何人も、選挙運動用自動車の上において選挙運動をすることができない。

ただし、停止した車上で選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に限り車上で選挙運動のための連呼行為をすることは差し支えない。

7 選挙運動用自動車に看板の類を取り付けることについて

選挙運動用自動車にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けた場合には、その取り付け方によっては道路交通法に違反する場合もあるので、さくら警察署に確認されたい。（道路交通法56①）。

8 選挙運動用自動車の使用の公営

候補者は、供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限り、一定額の範囲内で、1の選挙運動用自動車を無料で使用することができる（法141⑧、公費負担条例2）。

詳細については、別添「公費負担の手引き」を参照されたい。

第4 文書図画の頒布について

1 選挙運動のために使用する文書図画は、候補者1人について次の枚数の通常葉書及び当委員会に届け出た2種類以内のビラのほかは、頒布できない（法142①VII）。

(1) 通常葉書 800枚

(2) ビラ 1,600枚

2 選挙運動用通常葉書の差出についての手続は、次のとおりである。

(1) 選挙運動の期間内に限り、立候補届出後に選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便(株)宇都宮東郵便局に提示して、選挙用である旨の表示をした通常葉書の無料交付を受けることができる（法142⑤、令109の5、公職選挙郵便規則2）。

なお、この場合、受領証を当該郵便局に提出しなければならない。

(2) 手持ちの通常葉書を利用する場合でも、(1)に準じて選挙用の表示を受けなければならない

い（同規則3）。

(3) (1)及び(2)の通常葉書を差し出すときは、選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、日本郵便㈱宇都宮東郵便局の窓口差し出さなければならず、ポストは利用できない（同規則8）。

3 ビラの作成と頒布について

(1) ビラは、当委員会の交付する証紙をはらなければ頒布することができない（法142⑦規程8の3）。

(2) (1)の証紙の交付を受けようとする場合には、当委員会にビラの届出をしなければならない。

これに、ビラ証紙をはるべきビラで記載内容が同一であるものにつき、その見本1枚を添え当委員会に提出しなければならない。届出を受け当委員会が交付したビラ証紙交付票に候補者の氏名を記入し、ビラ証紙の交付を受ける。

当委員会は、ビラ証紙交付票1枚につき町議会議員選挙1,600枚以内の証紙を交付する。

(3) ビラは、長さ29.7cm、幅21cmを超えてはならない（法142⑧）。

(4) ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない（法142⑨）。

(5) ビラは、新聞折込みの方法によるほか、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。また、いかなる方法でも散布することはできない（法142⑥、令109の6Ⅲ）。

① 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内における頒布

② 個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(6) 候補者は、供託物が法93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）

の規定により町に帰属することとならない場合に限り、一定の範囲内で、ビラを無料で作成することができる（法142⑩、公費負担条例6）。

詳細については、別添「公費負担の手引」を参照されたい。

4 候補者が行うことができる、インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布については、次のとおりである。

(1) ウェブサイト等による選挙運動用文書図画の頒布

① 選挙運動用文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法により頒布することができる（法142の3①）。

② ①の文書図画であつて選挙の期日の前日までに頒布されたものは、選挙の当日においても、表示させることができる状態に置いたままにすることができる（法142の3②）。

- ③ ①の文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報が、正しく表示されるようにしなければならない（法142の3③）。

(2) 電子メールによる選挙運動用文書図画の頒布

- ① 候補者は、次の表のア又はイの送信対象者及び送信対象電子メールアドレスに対してのみ、選挙運動用電子メールを送信することができる（法142の4①②）。

ただし、候補者は、電子メールアドレスを明らかにして、選挙運動用電子メールを送信しないよう求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信できない（法142の4⑥）。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
ア	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
イ	政治活動用電子メールを継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

- ② 選挙運動用電子メール送信者は、次のア、イの事実を証する記録を保存しなければならない（法142の4⑤）。

ア ①の表アの送信対象者に選挙運動用電子メールを送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したと

(イ) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

イ ①の表イの送信対象者に選挙運動用電子メールを送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したと

(イ) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

(ウ) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

③ 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールで送信する選挙運動用文書図画に、次の事項を正しく表示しなければならない（法142の4⑦）。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3) インターネット等による当選を得させないための活動に使用する文書図画の頒布

① ウェブサイト等を利用する方法により、当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報が、正しく表示されるようにしなければならない（法142の5①）。

② 電子メールを利用する方法により、当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならない（法142の5②）。

(4) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止

① 何人も、以下アからウのいずれかに該当する有料インターネット広告を掲載することができない（法142の6）。

ア 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告（法142の6①）。

イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動期間中の有料インターネット広告（法142の6②）。

ウ 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告（法142の6③）。

第5 文書図画の掲示について

文書図画は、次に該当するもののほかは、掲示できない（法143）。

1 選挙事務所を表示するため、その場所において使用する次のもの

(1) ポスター、立札及び看板の類 -- 通じて3枚以内（縦 350cm、横 100cm以内）

(2) ちょうちんの類 ----- 1個（高さ 85cm、直径 45cm以内）

2 選挙運動用自動車に取り付けて使用する次のもの

(1) ポスター、立札及び看板の類 -- 数の制限なし（縦 273cm、横 73cm以内）

(2) ちょうちんの類 ----- 1個（高さ 85cm、直径 45cm以内）

3 候補者が使用する たすき、胸章及び腕章の類

4 個人演説会場において、その演説会の開催中使用する次のもの

- (1) ポスター、立札及び看板の類
 - ① 会場内 ----- 数及び規格の制限なし
 - ② 会場外 ----- 会場ごとに通じて2枚以内（縦 273cm、横 73cm以内）
- (2) ちょうちんの類 ----- 会場の内外を通じて1個（高さ 85cm、直径 45cm以内）
- (3) 映写の類 ----- 会場内に限る
- (4) ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の表面には、掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない（令110）。

5 選挙運動用ポスター

- (1) 大きさは、長さ 42cm、幅 40cm以内である（法143⑬）。
- (2) ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない（法143⑭）。
- (3) ポスターは、当委員会が設置する掲示場ごとに1枚掲示するほかは、掲示することができない（法143④、設置条例3）。
- (4) ポスター掲示場は、96箇所設けられる。
- (5) ポスターは、立候補届出が受理されたときから掲示することができ、選挙の当日（4月13日）も掲示しておくことができる（法143⑥・144の2⑤⑩）。
- (6) ポスター掲示場は、町議会議員選挙は18の枠に区画され、あらかじめ各区画に1から一連の番号が記入されている。候補者は、立候補届出順位に相当する（ポスター掲示場区画番号指定票に記された）番号の区画に限り、ポスターを貼ることができる（設置規程3）。
- (7) ポスターが所定の区画以外の区画に掲示されたときは、当委員会はその旨候補者に通知する。候補者が撤去しないときは、当委員会において撤去することができる（設置規程4）
- (8) ポスター掲示場の1区画の大きさは、縦 45cm、横 45cmである。
- (9) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面は、4月2日（木）から当委員会において候補者1人につき1部を交付する。図面の交付を受けようとするときは、ポスター1枚を提出されたい。
- (10) 掲示における注意
ポスター掲示場は、アルミ製であるため、ピン・画鋏等は使用できないので注意されたい。
- (11) 選挙運動用ポスターの作成の公営
候補者は、供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限り、一定額の範囲内で、この選挙運動用ポスターを無料で作成することができる（法143⑮、公費負担条例9）。
詳細については、別添「公費負担の手引」を参照されたい。

第6 新聞広告について

- 1 候補者は、選挙運動期間中2回を限り、選挙に関する新聞広告をすることができる（法149

- ④)。この新聞広告に要する経費は、候補者負担である。
- 2 新聞広告の掲載の申込みは、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を広告を掲載しようとする新聞社に提出して行う（町規程9）。「新聞広告掲載証明書」は、立候補届出受理後直ちに交付する。
 - 3 新聞広告の寸法は、横 9.6cm、縦 2段組以内で、記事下に限るものとし、色刷は認められない（規則19①⑤）。
- なお、通称の認定を受けた候補者の新聞広告には、当該通称を記載する（令89⑤）。

第7 個人演説会について

- 1 開催回数に制限はない。
- 2 個人演説会を開催できる者は候補者だけである。候補者以外の者（たとえば、新聞社等）が主催して選挙運動のための演説会（2人以上の候補者の合同演説会を含む。）を開催することはできない（法161①・161の2・164の3）。
- 3 個人演説会の開催中は、その会場において第5の4で述べたポスター、立札、ちょうちん及び看板の類並びに映写の類を掲示することができる。
- 4 公営施設を使用した個人演説会
 - (1) 公営施設（学校、公民館及び当委員会が指定した施設）を使用して個人演説会を開催しようとする場合は、立候補届出後、開催すべき日前2日までに、文書（当委員会で交付する個人演説会開催申出書の様式による。）で当委員会に申し出なければならない（法163、令112①、県規程28）。したがって、公営施設を使用して個人演説会を開催できるのは、4月9日以降となる。

なお、公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、上記の手続は必要ない。ただし、第12の15（1）～（3）の施設で行うことはできないので留意すること。
 - (2) 公営施設を使用する個人演説会については、これらの施設は、その管理者において演説会の開催に必要な設備がなされることとなっており、また、その施設の使用については、候補者1人について同一施設ごとに1回を限り無料である。2回目からは、あらかじめ費用を納付しなければ使用できない（法164、令119・120）。

[注意事項]

- (ア) 同一施設内の他の会議室等を使用する場合、2回目の使用の取り扱いとなる。
- (イ) 日にちを変更して開催しようとする場合、開催の撤回の申出と、開催をするための申出が必要であり、どちらも開催2日前までに申出ること。2日前までに撤回の申請がない場合、日にちを変更しての開催は有料の取り扱いとなる。
- (ウ) 使用者の責に因らない事由で再開しようとする場合は、無料の取り扱いとなるが、この場合も2日前までに申出が必要となる。

(3) 公営施設を使用できる時間は、有料・無料を問わず、1回について5時間以内である（令112③）。

(4) 以上のほか、開催の手続の細目は、当委員会の定めるところによる（令125）。

第8 街頭演説について

- 1 街頭演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。以下同じ。）は、演説者がその場所にとどまり、当委員会が交付する街頭演説用標旗を掲げて行う場合でなければ、これを行うことができない（法164の5）。
- 2 何人も、午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説をすることができない（法164の6①）。
- 3 街頭演説においては、選挙運動に従事する者（運転手1人を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む。）は、候補者1人について15人を超えてはならない（法164の7①）。
これらの者は、当委員会で交付する街頭演説選挙運動員腕章又は選挙運動用自動車乗車証（腕章）を着けなければならない（法164の7②）。
- 4 街頭演説の場所においては、第5の2で述べた選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類以外の文書図画は一切掲示できない。
- 5 街頭演説をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない（法164の6②・140の2②）。
- 6 街頭演説をする者は、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない（法164の6③）。

第9 連呼行為について

- 1 連呼行為を行えるのは、個人演説会の会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前8時から午後8時までの間に限り選挙運動用自動車の上においてする場合のみである（法140の2①）。
- 2 連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない（法140の2②）。

第10 飲食物の提供の禁止について

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子並びに第三節の第3の3(1)で述べる弁当を除く。）を提供することができない（法139）。

第11 選挙公報の発行について

- 1 選挙の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を発行する（法172の2、公

報条例2)。

- 2 選挙公報の掲載申請は、申請書に掲載文1通及び候補者の写真2枚を添えて、4月7日午後5時までに、当委員会に提出すること（法270①、公報条例3、公報規程2）。
- 3 掲載文原稿の作成及び候補者の写真に関する留意点については、別添「選挙公報掲載文原稿記載・申請手続要領」を参照されたい。
- 4 選挙公報掲載文及びこれに使用する候補者の写真の事前審査を候補者届出書等の事前審査（第一節第9（P6）参照）に併せて行うので、必ずこれも受けられたい。
(1) 選挙公報掲載文の撤回又は修正をしようとするときは、4月7日午後5時までに当委員会に申請しなければいけない（法172の2・270、公報規程6①②）。
- 5 選挙公報の掲載順序を定めるくじは、4月7日（火）午後5時30分から役場第3庁舎第1・2会議室において行う。掲載申請をした候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができる。（公報条例4②③）

第12 その他の規制について

すでに述べた事項のほか、禁止又は制限される選挙運動等の主なものは、次のとおりである。

- 1 公務員等及び教育者の地位利用の選挙運動の禁止（法136の2・137）
- 2 年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止（法137の2）
- 3 選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137の3）
- 4 戸別訪問の禁止（法138）
- 5 署名運動の禁止（法138の2）
- 6 人気投票の公表の禁止（法138の3）
- 7 氣勢を張る行為の禁止（法140）
- 8 政治活動用ポスターの掲示の制限（法143⑯⑰）

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項、10及び13において「候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスター及び候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターは、任期満了においては、満了の日の6ヶ月前の日（10/29）から選挙の期日までの間、当町内に掲示することができない。

- 9 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法146）
(1) 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、第4（文書図画の頒布）又は第5（文書図画の掲示）の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。
(2) (1)の適用については、選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称

又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状を当町内に頒布し又は掲示する行為は、第4又は第5の禁止を免れる行為とみなされる。

10 あいさつ状の禁止（法147の2）

候補者等は、当町内にある者に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。

11 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148の2）

12 選挙運動放送の制限（法151の5）

13 あいさつを目的とする有料広告の禁止（法152）

候補者等及び後援団体は、当町内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者の放送設備により放送させることができない。

14 他の演説会の禁止（法164の3）

選挙運動のためにする演説会は、第7で述べた個人演説会以外は、開催することもできない。また、候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することはできない。

15 特定の建物及び施設における演説及び連呼行為の禁止（法166）

何人も、次の建物又は施設においては、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。

(1) 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を使用する場合及び第7の4で述べた公営施設を使用した個人演説会を開催する場合を除く。）

(2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く。）及び停車場その他鉄道地内

(3) 病院、診療所その他の療養施設

16 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって、次の行為をすることができない。

(1) 戸別訪問をすること。

(2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。

(3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。

(4) 法第151条の5（選挙運動放送の制限）に掲げる放送設備を利用して放送すること。

(5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

(6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

(7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

17 選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去（法201の14）

選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が町議会議員選挙において候補者となったときは、町議会議員選挙の候補者となった日のうちに、当町内において、当該ポスターを撤去しなければならない。

18 近接する選挙の場合の演説会等の禁止（法165の2）

選挙運動の期間が他の選挙の選挙期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域においては、選挙運動のためにする演説会（演説を含む。）、街頭演説及び連呼行為をすることができない。

第三節 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附について

第1 選挙運動に関する収入及び支出について

1 候補者（候補者の承諾を得た推薦届出者）は、出納責任者1人を選任し、直ちに文書で当委員会に必要事項を届け出なければならない（法180①③④）。

また、その選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定めて、出納責任者とともにこれに署名しなければならない（法180②）。

2 出納責任者は、出納責任者に関する届出がなされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け又は支出することができない（法184）。

3 出納責任者は、会計帳簿を備え、必要な事項を記載しなければならない（法185、規則22）。

4 出納責任者は、選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書を、これに領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）。

なお、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができる。）を添付して、次により当委員会に提出しなければならない（法189）。

(1) ①選挙の期日の告示の日前まで、②選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び③選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内（4月27日（月）まで）に提出すること。

(2) (1)の精算届出後になされたものについては、その行為のあった日から7日以内に提出すること。

(3) 次の支出は選挙運動に関する支出でないものとみなされるので、この報告書に記載しない（法197）。

① 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

② 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

③ 候補者が乗車する車等のために要した支出

④ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

⑤ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

⑥ 第二節の第3で述べた選挙運動用自動車を使用するために要した支出

(4) 記載方法等については、選挙運動用収支報告書記載要領を参考にされたい

5 会計帳簿等の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書提出

の日から3年間保存しなければならない（法191）。

第2 選挙運動費用制限額について

選挙運動に関する支出金額の制限額は、次により算出する。100円未満の端数があるときは、その端数は100円とする（法194、令127・128）。

町議会議員選挙

$$\frac{\text{4月6日現在の選挙人名簿登録者数}}{\text{町議会議員の定数（13人）}} \times 1,120円 + 900,000円$$

第3 選挙運動員等の実費弁償等について

1 実費弁償の支給について

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、以下の範囲内で実費弁償を支給することができる（法197の2①、令129①Ⅲ、平成28年高根沢町選挙管理委員会告示第12号）。

なお、実費の弁償であるから、以下の範囲内であっても、要した金額を超えて支給することはできない。

■ 支給できる実費弁償の最高額（1人当たり）

区 分	選挙運動に従事する者	選挙運動のために使用する 労 務 者
交 通 費	路程に応じた実費額	路程に応じた実費額
宿 泊 料	1夜につき 23,000円 (食料2食分を含む)	1夜につき 20,000円 (食料を除く)
弁 当 料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円	支給できない
茶 菓 料	1日につき 1,000円	支給できない

※ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、専らそれ以外の単純な機械的労務（ポスター貼り、葉書のあて名書き及び発送、自動車の運転等）に従事する者をいう。

2 報酬の支給について

(1) 選挙運動に従事する者のうち選挙運動のために使用する事務員（以下「事務員」という。）、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳の

ために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者（以下「手話通訳者等」という。）並びに選挙運動のために使用する労務者に対し、以下の範囲内で報酬を支給することができる（法197の2①②、令129①Ⅱ④、平成28年高根沢町選挙管理委員会告示第12号）。

■ 支給できる報酬の最高額（日額）

区 分	選挙運動に従事する者			選挙運動のために使用する 労 務 者
	事 務 員	車上運動員及び 手話通訳者等	そ の 他	
報 酬	15,000円	20,000円	支給できない	基本日額 10,000円
				超過勤務手当 基本日額の5割

※ 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れられた者をいう。親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者や、総括主宰者、地域主宰者、出納責任者等選挙運動の枢機に参画する者は含まれない。

また、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。

(2) 事務員、車上運動員及び手話通訳者等に対する報酬は、候補者の届出のあった日から選挙の期日の前日までの間に限り、候補者1人につき1日に次の員数の範囲内で支給できる（法197の2②、令129③Ⅶ 町議会議員選挙）。

○町議会議員選挙 7人

(3) 報酬の支給を受けることができる事務員、車上運動員及び手話通訳者等は、候補者があらかじめ、当委員会に届け出た者に限られる（法197の2⑤、令129⑧⑨）。

(4) (3)の届出をする場合においては、(2)の期間を通じて次の員数の範囲内で異なる者を届け出ることができる（令129⑧）。

○町議会議員選挙 35人

3 弁当の提供について

(1) 選挙運動の期間中（告示日～投票日）、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、選挙事務所において食事するための弁当（携行するために選挙事務所において提供する弁当を含む。）を提供することができる。

提供できる範囲は、候補者1人について下記の範囲内である。（法139ただし書、令109の2）。

○町議会議員選挙

弁当の食数 225食分（45個×5日（告示日から投票日前日までの日数））

○共通

弁当料の額 1人1食につき1,500円、1日につき4,500円

(2) 弁当を提供した場合に支給できる実費弁償（弁当料）及び報酬の額（令129②）

① 選挙運動に従事する者に(1)の弁当を提供した場合は、その者に支給できる実費弁償の弁当料の額は、1で述べた1日についての弁当料の額から提供した弁当の実費相当額を差し引いたものである。

〔例〕

選挙運動員Aが、朝昼2回弁当の提供を受け、その実費が3,000円であり、1日の弁当料の実費弁償の最高額が4,500円であった場合。

Aが夕食と夜食を自己費用（3,000円）でとったとしても、4,500円と3,000円の差額の1,500円しか実費弁償をうけることはできない。

② 選挙運動のために使用する労務者に(1)の弁当を提供した場合は、その者に支給できる報酬の基本日額は、2(1)で述べた基本日額から提供した弁当の実費相当額を差し引いたものである。

第4 寄附の禁止について

1 候補者等の寄附の禁止

(1) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この節において「候補者等」という。）は、当町内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次の場合を除き、寄附をすることが禁止されている（法199の2①）。

① 政党その他の政治団体に対してする場合

② 当該候補者等の親族に対してする場合

③ 当該候補者等が行う政治教育集会（参加者に対し饗応接待が行われるようなもの、当町外において行われるもの及び任期満了の選挙においては、任期満了前90日に当たる日（1月29日）から選挙の期日（4月12日）までの間に行われるものを除く。以下同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下同じ。）としてする場合

(2) 候補者等が(1)に違反したときは、次のものを除き罰則の対象となる（法199の2①、法199の5③、法249の2①②③）。

① 候補者等が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする祝儀の供与

② 候補者等が葬式（告別式を含む。以下同じ。）に自ら出席し、その場においてする香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。以下同じ。）の供与又は葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問し、その場においてする香典の供与。

ただし、①又は②であっても、今回の選挙に関しなされたとき又は通常一般の社交の程度を超えてなされたときは、罰則の対象となる。

(3) 候補者等を寄附の名義人とする当町内にある者に対する寄附については、当該候補者等以

外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、次の場合を除き、これをしてはならない（法199の2②）。

① 当該候補者等の親族に対してする場合

② 当該候補者等が行う政治教育集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合

(4) 何人も、候補者等に対して、(1)の寄附を勧誘又は要求してはならず、威迫し、あるいは候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもって、これを行うと罰則の対象となる（法199の2③・249の2⑤⑥）。

(5) 何人も、候補者等以外の者に対して(3)の寄附を勧誘又は要求してはならず、威迫してこれを行うと罰則の対象となる（法199の2④・249の2⑦）。

2 候補者等の関係会社等の寄附の禁止

候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当町内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない（政党その他の政治団体に対してする場合を除く。）これに違反して、今回の選挙に関し寄附をした場合は罰則の対象となる（法199の3・249の3）。（※なお、別途政治資金規正法による制限がある（別表参照）。）

3 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、今回の選挙に関し、当町内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない（政党その他の政治団体又は当該候補者等に対してする場合を除く。）これに違反した場合は罰則の対象となる（法199の4・249の4）。（※なお、別途政治資金規正法による制限がある（P26別表参照）。）

4 後援団体に関する寄附の禁止

(1) 候補者等の後援団体は、時期のいかんを問わず、当町内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、次に掲げるものを除き、寄附をしてはならず、これに違反した場合は罰則の対象となる（法199の5①、④Ⅲ、法249の5①）。

① 政党その他の政治団体に対する寄附

② 当該候補者等に対する寄附

③ 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び任期満了の選挙においては、任期満了前90日に当たる日（1月29日）から選挙の期日（4月12日）までの間に行われるものを除く。）

(2) 何人も、後援団体の総会、集会又は見学、旅行等において、任期満了の選挙においては、任期満了前90日に当たる日（1月29日）から選挙の期日（4月12日）までの間、当町内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭物品を供与してはならず、これに違反した場合は罰則の対象となる（法199の5②④、249の5②③）。

(3) 候補者等は、任期満了の選挙においては、任期満了前90日に当たる日（1月29日）から選

挙の期日（4月12日）までの間、当該候補者等に係る後援団体（規正法第19条第2項の「資金管理団体」を除く。）に対し、寄附をしてはならない（法199の5③④、249の5④）。

5 特定の寄附の禁止

- (1) 町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、今回の選挙に関し、寄附をしてはならない。また、何人もこれらの者に対して寄附を勧誘し又は要求することも、また、これらの者から寄附を受領することも禁止される（法199①・200①②）。
- (2) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資につき、町から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この項において同じ。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して一年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、今回の選挙に関し寄附をしてはならない。また、何人もこれらの会社や法人等に対して寄附を勧誘し又は要求することも、また、これらの会社や法人等から寄附を受領することも禁止される（法199②・200①②）。

□ 政治資金規正法における寄附の制限

- 1 会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動（選挙運動を含む。以下同じ。）に関する寄附をしてはならない（規正法21①②）。
- 2 何人も1の寄附を勧誘し、又は要求してはならない（規正法21③）。
- 3 個人がする候補者等の政治活動に関する寄附については、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附をしてはならない（規正法21の2①）。
- 4 寄附の量的制限
政治活動に関する寄附は、各年中において、別表に掲げる額を超えることができない（規正法21・21の2・21の3・22・22の2）。
- 5 1、3又は4のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない（規正法22の2）。
- 6 寄附の質的制限
(1) 当町から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人は、これらの給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日（これらの給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、その取消しの通知を受けた日）までの間、町議会議員選挙の候補者等、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対し、政治活動に関する寄附をしてはならない（規正法4④、22の3④①）。

- (2) 当町から資本金、基本金その他これに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、町議会議員選挙の候補者等、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対し、政治活動に関する寄附をしてはならない（規正法4④、22の3④②）。
- (3) 何人も、(1)又は(2)の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない（規正法22の3⑤）。
- (4) 何人も、(1)又は(2)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない（規正法22の3⑥）。
- (5) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない（規正法4④、22の4①）。
- (6) 何人も(5)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない（規正法22の4②）。
- (7) 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成17年法律第86号）第124条第1項に規定する基準日（以下「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であって直近の定時株主総会基準日が1年以内にあったものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたものから、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が5年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が5年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない（規正法22の5①）。
- (8) 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない（匿名の寄附については、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものを除く。）（規正法4④、22の6①②）。
- (9) 何人も、(8)の寄附を受けてはならない（規正法22の6③）。

(別表)

○ 政治資金規正法による寄附の制限

寄附者		個人		会社・労働組合等の団体		政治団体					
						政党	政治資金団体	資金管理団体	その他		
受領者		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	量的制限					
政治	政党	年間 2,000 万円 以内	制限 なし	資本金・ 組合員数 等に応じて年間 750万円 以内～ 年間1億 円以内	制限なし						
	政治資金団体 (政党が指定)										
団体	その他の政治団体	年間 1,000 万円 以内 (※1)	年間 150 万円 以内 (※2)						同一の団体間で 年間5,000万円 以内 (※4)		
	資金管理団体 (候補者等 が指定) 資金管理 団体以外の 政治団体										
候補者等										(※6)	(※6)

 部分：金銭等によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等によることも可。
 部分：寄附は一切禁止。

- ※1 資金管理団体の届出をした候補者等が、その者が候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限はありません（規正法21の3④）。
- ※2 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、個別制限はありません（規正法22③）。
- ※3 遺贈による寄附については、量的制限はありません（規正法21の3④、22③）。
- ※4 政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）間の寄附は、同一の団体間で年間5,000万円以内に制限されます（規正法22①）。
- ※5 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）は、口座振込・振替により行わなければなりません（規正法22の6の2①②）。
- ※6 政党、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）又はその支部で、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものは、当該候補者等に対し寄附をする場合を除き、当該選挙区内にある者に対し寄附をすることはできません（公選法199の5①）。

第四節 連座制による当選無効及び立候補の禁止について

第1 総括主宰者等の選挙犯罪による連座制について

総括主宰者、出納責任者、地域主宰者又は候補者等（候補者又は候補者となろうとする者をいう。以下この節において同じ。）の一定の親族若しくは秘書が、買収罪等の罪を犯し、刑に処せられたとき（候補者等の一定の親族又は秘書については、これらの罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき）は、当該候補者等であった者の当選は無効とし、かつ、これらの者は連座裁判確定のときから5年間、当町において行われる当該公職に係る選挙において候補者となり、又は候補者であることができない（法251の2①②）。

第2 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による連座制について

組織的選挙運動管理者等（候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者を除く。）をいう。）が、買収罪等の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたときは、当該候補者等であった者の当選は無効とし、かつ、これらの者は連座裁判確定のときから5年間、当町において行われる当該公職に係る選挙において候補者となり、又は候補者であることができない（法251の3①）。

立候補届出書類等事前審査の事前予約受付票

3月26日(木)、27日(金)に予定しています立候補届出書類等事前審査は、事前予約制として下記表のとおり各候補1時間枠で設定いたしました。

つきましては、下記表を参考に事前予約を行ってください。なお、予約については、先着順とさせていただきます。

日にち	9時～10時	10時～11時	13時～14時	14時～15時	15時～16時
3月26日 (木)	①	③	⑤	⑦	⑨
	②	④	⑥	⑧	⑩
3月27日 (金)	⑪	⑬	⑮	⑰	/
					/
	⑫	⑭	⑯	⑱	/
					/

予約方法

- ・直接来庁か電話のみとします。
- ・連絡先 高根沢町選挙管理委員会事務局
TEL 028-675-8115

高根沢町議会議員選挙主要日程表

日 付	時 間	項 目	場 所 等
10月29日(水)～ 4月19日(日)	政治活動用ポスター掲示禁止期間		
3月2日(月)	午後1時30分～	立候補者説明会	役場 第1・第2会議室
3月26日(木) ～27日(金)	午前9時～午後4 時まで(27日は午 後3時まで)	事前審査	役場 第1・第2会議室
4月2日(木)	ポスター掲示場位置図交付開始		役場 選挙管理委員会事務局
4月6日(月)	選挙人名簿 選挙時登録基準日・登録日		
4月7日(火)	午前8時00分	告 示 立候補届出受付開始	役場 第1・第2会議室
	午前8時30分～ 午後5時00分	立候補届出受理	役場 第1・第2会議室
	① 午後5時30分～ ② 午後5時45分～	① 選挙公報掲載順序のくじ ② 投票記載所氏名掲示の掲 載順序のくじ	役場 第1・第2会議室
4月8日(水)～ 4月11日(土)	午前8時30分～ 午後8時00分	期日前投票	役場 第4会議室
4月9日(木)	公営施設使用の個人演説会開始 ※ただし2日前までに申出をすること		
	午後5時まで	選挙立会人届出期限	
	午後5時30分	選挙立会人を定めるくじ	役場 第1・第2会議室
4月12日(日)	午前7時00分～ 午後6時00分	投 票	各投票所
	午後7時20分	選挙立会人説明会	仁井田体育館
	午後8時00分	開票及び選挙会	仁井田体育館
4月13日(月)	当選人の告示、当選の告知		
	午前11時00分	当選証書附与	役場 第1・第2会議室
4月27日(月)	選挙の効力に関する異議申出期限		
	当選の効力に関する異議申出期限		
	収支報告書提出期限(第1回分)		